

2012年12月3日

中華人民共和国国家知識産権局条法司御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小藺江 健一

職務発明条例草案(征求意见稿)に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国においても多数の専利出願を行う日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記職務発明条例草案(征求意见稿)について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 職務発明条例草案(征求意见稿)に対する意見

お問い合わせ先：

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL：81-3-5205-3432

FAX：81-3-5205-3391

Email：doi@jipa.or.jp

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 総論 |
| 問題点 | <p>各事業体はその事業戦略や業界に見合った知的財産権の管理を行ない、イノベーションの促進を図っている。</p> <p>一方、本条例草案においては専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権など様々な権利に関し、更には、権利の実体の無いノウハウまで、その帰属や手続などを規定している。これらの知的財産権は各法令に基づいてこれまでも各事業体で管理してきたが、本条例草案では非常に細かく、或いは現行法令とは異なる規定や、現行法令にカバーされていないノウハウ取り扱い規定が見受けられ、ともすれば事業体の管理負担を著しく大きくすることにもなりかねない。</p> <p>特に外資企業においては、このような管理負担増加は既に中国に配置している研究開発機関を撤退させたり、或いは、中国への新規の研究開発投資意欲を減退させたりする要因にもなりかねない。</p> |
| 希望内容 | <p>事業体が事業戦略や当該業界に見合った知的財産権の管理を行いやすくし、知的財産権の創出を促進させるよう、以下の改善事項をご検討いただくことを望む。</p> |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 事業体の範囲について（第1条） |
| 問題点 | 「事業体」の範囲が不明確である。特に、「事業体」が、職務発明者を直接雇用する会社をいうのか、雇用会社の世界中におけるグループ会社全体を指すのかが明確ではない。 |
| 希望内容 | 「事業体」の範囲が、中国において登記されている企業に限定されることを明記することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 対象権利範囲について（第4条） |
| 問題点 | 草案第4条では、発明の定義として中華人民共和国内で完成したことが規定されているが、この記載ではその適用範囲が不明確である。 |
| 希望内容 | 中国の国内出願および専利権等に限定されるよう明記することを希望する。例えば、「・・・中華人民共和国内で完成され、 <u>中華人民共和国内で権利取得された</u> 専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権・・・」などと規定していただくことを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 技術秘密（ノウハウ）の扱いについて（第4条、第8条、第9条、第13条、第14条、第25条） |
| 問題点 | 「ノウハウ」は、発明専利等とは異なり、政府機関が審査し登録をするものではないため、「ノウハウ」を特定し評価することは困難である。国際的にみても、ノウハウに対価の支払いを義務付ける規定を設けた国はなく、ノウハウを職務発明条例に適用することは、適切ではないと考える。 |
| 希望内容 | ノウハウに対して補償支払い等の義務を課す規定を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 発明報告制度、奨励・報酬制度制定プロセスについて（第6条第4款） |
| 問題点 | 発明報告制度、及び奨励・報酬制度を設立する際に関係者からの意見や提案を「採り入れなければならない」と強制することは、事業体と発明者とのバランスを欠くことになる。関係者の意見を一方的に全て採り入れると例えば発明者に非常に優位な意見も取り入れなければならないとなり事業体と発明者とのバランスを欠くことになる。 |
| 希望内容 | 草案第6条第4款の「関係者からの意見及び提案を十分に聴取して、採り入れなければならない。」を「関係者からの意見及び提案を十分に聴取して、 <u>協議しなければならない。</u> 」に修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 職務発明の定義について（第7条第1款（1）） |
| 問題点 | 草案第7条第1款（1）の「自己の職務の作業中」が曖昧である。事業体を退職しない状態で職務変更になった後に、職務変更以前の業務の知識による発明をなした場合などは、「自己の職務の作業中」の範疇から外れる虞があり問題である。 |
| 希望内容 | 草案第7条第1款（1）を「 <u>自らが属する事業体の業務範囲に属し、自己の現在および過去の職務に属する発明</u> 」と修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 退職後の職務発明について（第7条第1款（3）、第8条） |
| 問題点 | <p>草案第7条第1款（3）では、以前に属した事業体を退職等した後1年以内に、以前に属した事業体で担当した職務業務等と関わりのある発明は職務発明である旨規定されている。</p> <p>以前に属した事業体で担当した職務業務等と関わりのある職務発明は、以前に属した事業体に権利帰属されるべきである。</p> <p>しかしながら草案第7条第1款（3）では職務発明であることは明確であるが、第8条において職務発明の帰属先は“事業体（単位）”であることしか明記されておらず、当該発明者が退職後現在所属している事業体に帰属する職務発明とも読めてしまう。</p> |
| 希望内容 | 以前に属した事業体で担当した職務業務等と関わりのある職務発明は、以前に属した事業体に権利帰属されることを明確に記載することを希望する。 |
| 関連する法令等 | 専利法第6条、専利法実施細則第12条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 職務発明の定義について（第7条第1款（4）） |
| 問題点 | <p>草案第7条第1款（4）の「自らが属する事業体の資金、...（中略）...技術資料などの物質・技術条件を主に利用して完成した発明」について、草案通り職務発明に属すると規定することに賛同する。</p> <p>一方、資金の返還や使用費の支払いがあったかどうかということと、職務発明か非職務発明かということは別の観点であり、事業体と従業員との間で自由に取り決めるべきである。</p> <p>なお、草案では「完成後」という状態と、「・・・利用して」の関係が不明確である。</p> |
| 希望内容 | <p>草案第7条第1款（4）のただし書き部分を「ただし、<u>事業体の物質・技術条件を利用しないで完成した後、単に事業体の物質的、技術的条件を利用して検証もしくはテストをしたに過ぎない場合を除く。</u>」と修正することを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和國 職務發明條例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 知的財産権の定義、氏名表示権について（第8条） |
| 問題点 | <p>本草案においては“知的財産権”の定義がなされていない。草案第8条では未定義の“知的財産権”について“出願する権利”を有する旨記載されているが、草案第4条にもとづけば、専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権の権利と想定される。一方で、以下のような問題点も生ずる。</p> <p>草案第8条では発明者は「氏名表示権」「報奨金及び報酬金を得る権利」を有する旨規定されているが、植物新品種保護条例や集積回路配置図設計保護条例には、その様な規定は無い。すでに権利取得しているこれらの知的財産権については今から発明者を特定することは困難であり、問題が生じる可能性が高い。</p> |
| 希望内容 | <p>草案第8条で「・・・知的財産権（<u>専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権の権利</u>）を出願する権利、・・・」等と明確に権利の種類を示していただくことを希望する。</p> <p>併せて、職務発明について発明者が「氏名表示権」「報奨金及び報酬金を得る権利」を得ることができるのが専利法に基づいて得られる権利であることを明確にすることを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | <p>植物新品種保護条例第7条 集積回路配置図設計保護条例第9条</p> |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 権利の帰属に関する取り決めについて（第9条） |
| 問題点 | <p>草案第9条では権利帰属について事業体と発明者とは“取り決めをすることが出来る”旨規定されている。一方で、草案第10条等では、規程や制度を有する場合、若しくは取り決めがある場合、というように規定されている。</p> <p>草案第9条の“取り決めをすることが出来る”も当然に規程や制度を有する場合も含むと想定できるがこの記載では不明確である。</p> |
| 希望内容 | 権利帰属についても同様に、取り決めだけでなく、規程・制度として定めることができることを明記することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和國 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 発明報告書について（第11条第1款、第11条第1款（3）） |
| 問題点 | <p>草案第11条では発明者が事業体に提出する発明報告書の記載内容について規定している。発明者からの発明の報告については第10条で規定されており、社内規程や取り決めがあればそれらが優先されることになっている。つまり、発明報告書の提出や記載内容については、任意で設定できるものであるが、草案第11条の記載はそれが不明確である。</p> <p>また、草案第11条第1款（3）は、あくまでも発明者の意思表示による職務発明／非職務発明の判断に関する記載であるため、それを明確に規定すべきである。</p> |
| 希望内容 | <p>発明者が事業体に提出する発明報告書の記載内容については、草案第10条にもとづいて提出されるものであるから、草案第10条と同様に「<u>事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き</u>、発明報告書は・・・」等と修正することを希望する。</p> <p>草案第11条第1款（3）を「<u>発明が職務発明または非職務発明のいずれに属すると考えるか、及びその理由。</u>」などと修正することを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | 草案第10条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 発明報告書への回答について（第12条） |
| 問題点 | 草案第12条では発明者からの発明報告書に対して事業体は2ヶ月位内に回答しなければならない旨規定されているが、事業体の社内体制や報告書の数量によっては実務上運用が困難である。 |
| 希望内容 | 草案第12条を削除することを希望する。 或いは、草案第12条は草案第11条にもとづいて提出された発明報告書の扱いについて規定したものであり、草案第11条は草案第10条にもとづいて提出されるものであるから、草案第10条と同様に「 <u>事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き、</u> 発明が報告した発明に基づき・・・」等と修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 職務発明である旨の主張について（第13条） |
| 問題点 | 草案第13条では報告された非職務発明が職務発明に属すると主張する場合の処理について規定されている。これは第10条に基づき発明者より提出された発明報告書に対する回答に関する規定であるが記載が不明確である。 |
| 希望内容 | 発明者から提出された発明報告書に対する処理であるため、草案第13条は「 <u>第10条に基づき発明者より提出された発明報告書に対して、事業体は書面での回答において・・・</u> 」と修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | 草案第10条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 職務発明の出願判断について（第14条） |
| 問題点 | 草案第14条では発明者から報告された職務発明を出願するか否かについての処理について規定している。 これは第10条に基づき発明者より提出された発明報告書に対する処理である。 |
| 希望内容 | 発明者から提出された発明報告書に対する処理であるため、草案第14条は「 <u>第10条に基づき発明者より提出された発明報告書に対して</u> 、事業体は発明者が職務発明を報告した日から・・・」と修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | 草案第10条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 出願過程の進捗知得について（第15条第2款） |
| 問題点 | 出願過程には事業体の機密情報が絡むことがあり、社員である発明者といえども事業体から開示できない事項がある。特に退職した発明者にまで出願過程として機密情報を知得させることは適切ではない。 |
| 希望内容 | 草案第15条第2款を削除することを希望する。 或いは少なくとも草案第10条のように「 <u>事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き、</u> 知的財産権の出願において・・・」と修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 出願手続停止、放棄の場合の通知義務について（第16条） |
| 問題点 | <p>①事業体は事業戦略に応じて出願手続停止や放棄を日常的に判断しており、一ヶ月前の通知は実情に合わない。特に退職した発明者にまで一ヶ月前に通知を義務付けることは過剰である。</p> <p>②“通知後に協議することができる”とあるが、協議が成立するまでの期間にも出願手続や権利を維持するための作業や費用が必要であり、いたずらに事業者負担を強いる。</p> <p>③本条例第1条で目的とする「職務発明者と事業体の合法的権益を保護」の観点において事業体の権益を損ね、更に、同「職務発明及びその知的財産権の運用実施」の安定性を損ねる。</p> |
| 希望内容 | <p>草案第16条を削除することを希望する。</p> <p>或いは少なくとも草案第10条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き」という条件を追加修正することを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和國 職務發明條例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 報奨金・報酬金の取り決め無効について（第19条） |
| 問題点 | <p>①草案第19条第2款に「發明者が本條例に基づいて享有する権利を・・・あらゆる取り決め及び規定は無効とする」とあるが、事業体と従業員とが合意に基づいて取り決めた事項までもが無効になるとも読める。両者合意の下で取り決めた事項が無効になるということは不適切である。</p> <p>②また、「本條例に基づいて享有する権利」が具体的にどの権利なのか（草案第19条第1款に記載する第20条と第23条のことなのか、第4章等に記載する全てなのか）が不明確である。</p> <p>③「本條例に基づいて享有する権利」は、記載からは第20条と第23条と解釈するのが自然と考えられるが、「第20条と第23条の規定を満たさなければならない」についても、草案第20条において「意見を聞かなければならない」が、具体的に誰といつどのような手続を経ていれば聞いたことになるのかが不明であって、取り決め等の無効主張を誘発しかねない。</p> <p>④第1款も強行規定であり、③の問題を有する。</p> <p>⑤以上によって、本條例第一条で目的とする「職務發明者と事業体の合法的權益を保護」の観点において事業体の權益を損ね、更に、同「職務發明及びその知的財産権の運用実施」の安定性を損ねる。</p> |
| 希望内容 | <p>草案第19条を削除することを希望する。併せて、対応する草案第40条を削除することも希望する。</p> <p>少なくとも草案第19条第2款を削除し、且つ、草案第19条第1款でも、草案第10条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは發明者と別途取り決めを有する場合を除き」という条件を追加修正することを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 発明者へのヒアリングについて（第20条第1款） |
| 問題点 | 草案第20条第1款において「意見を聞かなければならない」が、具体的に誰と、いつ、どのような手続を経ていけば聞いたことになるのかが不明であって、取り決め等の無効主張を誘発しかねない。草案第1条で目的とする「職務発明者と事業体の合法的権益を保護」の観点において事業体の権益を損ね、更に、同「職務発明及びその知的財産権の運用実施」の安定性を損ねる。 |
| 希望内容 | 草案第20条第1款を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和國 職務發明條例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 發明者への利益関連状況通知について（第20条第2款） |
| 問題点 | <p>「経済的利益の関連状況」とあるが、「関連状況」にどこまでが含まれるかが明確ではない。特に、IT分野で広く行われている包括的なクロスライセンスにおいては、個々の発明の「経済的利益」を算出することは困難である。</p> <p>また、利益に関する状況／情報には機密情報が絡むことがあり、發明者といえども事業体から開示できない事項がある。特に退職した發明者にまで出願過程として機密情報を知得させることは適切ではない。</p> <p>以上のように、「自ら実施」すること等を特許存続期間の最後まで追跡し發明者に通知することは事業体に極めて大きな負担を課することとなる。</p> |
| 希望内容 | <p>草案第20条第2款を削除することを希望する。</p> <p>少なくとも草案第10条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは發明者と別途取り決めを有する場合を除き」という条件を追加修正することを希望する。</p> |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 報奨金の算定について（第21条） |
| 問題点 | <p>草案第21条では発明特許権または植物新品種権報奨金の総額は最低でも在職従業員の平均月給の2倍を下回ってはならず、その他の知的財産権については在職従業員の平均月給を下回ってはならないと規定されている。</p> <p>一方専利法実施細則第77条では、「発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない。」と規定されている。</p> <p>草案と専利法実施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報奨金額が異なってしまうことになる。このような状況は発明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p> |
| 希望内容 | 草案第21条を削除するか、少なくとも専利権に対する報奨金の算定については専利法実施細則に揃えていただくことを希望する。 |
| 関連する法令等 | 専利法実施細則第77条 |
| 備考 | |

中華人民共和國 職務發明條例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 報酬金の算定について（第22条第1款（1）） |
| 問題点 | <p>草案第22条第1款（1）では、「發明特許權または植物新品種權の營業利益から5%を下回らない額を報酬として計算する。その他の知的財産權を実施する場合、その營業利益の3%を下回らない額を報酬として計算する」と規定されている。</p> <p>一方、專利法實施細則第78条では、「營業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の實施により得られた營業利益の中から0.2%を下回らない金額」と規定している。</p> <p>草案と專利法實施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報酬額がおおきく異なってしまうことになる。このような状況は發明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p> <p>業種や技術分野によって異なるが、世界的な傾向として、特許料収入の料率が5%未満である産業・技術分野が多く、また、その他の知的財産權でその營業利益の3%を下回らないというのも、特許料収入の料率の実態からすると、現実的とは言えない。企業は、特許料収入以上の報酬を發明者に支払うことにもなりかねず、研究開発投資や研究者の人件費も回収できなくなる恐れがある</p> <p>また、製品の利益をベースに各特許の貢献を算出するにしても、他社との特許ライセンスや、製品に含まれる複数の特許間での貢献度合いの調整など、非常に複雑であり、報奨額や報酬額の最低額を法令で決めることには無理がある。</p> |
| 希望内容 | 草案第22条第1款を削除するか、少なくとも專利權に対する報酬額の算定については專利法實施細則に揃えていただくことを希望する。 |
| 関連する法令等 | 專利法實施細則第78条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 報酬金の算定について（第22条第2款） |
| 問題点 | <p>草案第22条第2款では、「上記報酬の累計は当該知的財産権を実施した営業利益の累計の50%を超えない」と規定されている。</p> <p>報酬額は草案第22条第1款に基づき事業体と発明者との間に取り決めがなかったとしても最低限の額は決められている。それ以外については権利を保有する事業体が自由に決めるべきである。専利法実施細則にもこのような規定は見られない。</p> |
| 希望内容 | 草案第22条第2款を削除頂くことを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 他社への譲渡、許諾時の報酬金の算定について（第22条第3款） |
| 問題点 | <p>草案第22条第3款では、「譲渡もしくは許諾により取得した純収入のうち20%を下回らない額を報酬金として発明者に支給しなければならない」と規定されている。</p> <p>一方、専利法実施細則第78条では、「取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として」と規定している。</p> <p>草案と専利法実施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報酬額がおおきく異なってしまうことになる。このような状況は発明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p> |
| 希望内容 | 草案第22条第3款を削除するか、少なくとも専利権に対する報酬額の算定については専利法実施細則に揃えていただくことを希望する。 |
| 関連する法令等 | 専利法実施細則第78条 |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 技術秘密（ノウハウ）について（第25条） |
| 問題点 | <p>ノウハウは特定が困難であり、その算定はさらに困難である。特に、多数の技術者が関与して多数のノウハウを盛り込んで複雑な製品を開発した場合に、ノウハウが職務発明として報奨金等の対象となると、個々のノウハウについての「合理的な報奨金」の額を算定することは極めて困難である。</p> <p>また、事業体が出願や公開の価値がないと判断したものに対してまでも報奨金を出すことは必要ないものの、そのような理由で出願・公開しなかったのか、ノウハウとして保護しようとしたものであるのか、という区別も容易ではない。</p> |
| 希望内容 | 草案第25条を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 退職後について（第26条） |
| 問題点 | 発明者が会社や居住地を転々とするのも珍しくない現代では、退職後の発明者を追跡して支払を継続するのではなく、退職の際に報奨金及び報酬金を一時金で一括支払する運用も行われている。草案第26条ではその運用が可能か不明確である。 |
| 希望内容 | 退職時や退職後の取り扱いを任意に取り決めることができるよう修正することを希望する。 少なくとも、草案第10条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き」という条件を追加修正することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 他社への譲渡時の発明者への優先譲渡権について（第29条） |
| 問題点 | <p>誰に譲渡するかは権利者（事業体）が、事業戦略に沿って任意に判断できるようにすべきである。例えば、M&A、合併会社設立、アライアンス等の事業戦略に伴って、多数の専利群を纏めて譲渡することもあるが、逐一発明者が優先譲渡を申し出ることによって、被譲渡者が必要な権利を得られない＝譲渡者の事業戦略が覆ることもあり得る。草案第1条で目的とする「職務発明者と事業体の合法的権益を保護」について、事業体の権益を阻害している。</p> <p>また、草案第1条で目的としている「経済社会の発展」に鑑みても、優先交渉権によって単一の発明のみを有する単独の発明者が、発明群の譲渡を受けて一括に運用する事業体に比べて、より有益に経済社会の発展に寄与できるかは疑問である。</p> |
| 希望内容 | 草案第29条を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|--|
| 件名 | 監督管理部門による監督検査について（第34条） |
| 問題点 | 草案第34条では、監督管理部門が事業者での職務発明制度施工状況について監督検査できる旨規定されているが、どのような事業者に対して、どのような頻度で実行するか等、明記されておらず、事業者としてはその対応義務・負担が大きい。 |
| 希望内容 | 草案第34条を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |

中華人民共和国 職務発明条例草案（征求意见稿）向け意見

| | |
|---------|---|
| 件名 | 計算機ソフトウェアの職務著作物について（第45条） |
| 問題点 | <p>著作権は、出願・審査・登録などのプロセスを踏むことなく、作品の完成とともに自動的に権利が発生する。そうすると本草案では例えば第21条や第22条をどう適用すべきか不明確である。</p> <p>また、ソフトウェアを創作する工程では、数十人から数百人の多くの従業員が関与し、かつ、様々な工程に分かれている。一般的には上流工程ほど創作性を生み出しやすく、下流工程よりも高評価を得やすいという状況が発生する。このような多数の従業員を特定し補償するのは現実的でなく、従業員間での不公平性も生じ得る。</p> <p>さらに権利取得に審査がないがために、著作権法上著作権が発生する職務著作物であったとしても、これが他人の専利権や著作権を侵害しているおそれがあり、そのような職務著作物にまで事業体が報奨・報酬を与えなければならないとするのは酷である。</p> |
| 希望内容 | 計算機ソフトウェアに限らず、著作権についてはその権利発生の特異性から著作権法で対処すべきであるため草案第45条を削除することを希望する。 |
| 関連する法令等 | |
| 備考 | |